

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第73期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 スターゼン株式会社

【英訳名】 Starzen Company Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 秋山 律

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目6番41号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 財務経理本部長 中井 俊夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目6番41号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 財務経理本部長 中井 俊夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期 第1四半期 連結累計期間	第73期 第1四半期 連結累計期間	第72期
会計期間		自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高	(百万円)	63,462	63,469	262,832
経常利益	(百万円)	754	762	3,362
四半期(当期)純利益	(百万円)	466	391	1,661
四半期包括利益又は 包括利益	(百万円)	73	244	1,288
純資産額	(百万円)	24,005	24,926	25,199
総資産額	(百万円)	93,434	94,334	95,432
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	6.25	5.24	22.25
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	25.3	26.2	26.2

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第72期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については以下のとおりであります。

(食肉関連事業)

食肉関連事業において、連結子会社であった(株)美保野ポークは持分割合が減少し、関連会社になったことから、持分法の適用範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災により大きな被害を受け、いまだ回復が遅れている状況が続いております。

食肉業界においても、東北地方の飼料メーカーの震災被害による生産農家へ深刻な影響や物流網の寸断による小売流通業の落ち込みなどにより、牛肉・豚肉・鶏肉全ての畜肉生産と消費が大きな打撃を受けました。

また、震災後の全国的な自粛ムードの高まりにより、牛肉を中心とした高級部位の消費不振が鮮明となり、加えて、富山県を中心に発生した食中毒事件の発生により、焼肉を中心とする外食需要は落ち込みました。

このような状況の中、当社は販売拡大を積極的に行った結果、売上高は前年同四半期実績を維持致しましたが、営業利益は減少致しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、634億69百万円（前年同四半期比6百万円増）、営業利益は4億53百万円（前年同四半期比2.2%減）、経常利益は7億62百万円（前年同四半期比1.1%増）となり、四半期純利益は、3億91百万円（前年同四半期比16.1%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<食肉関連事業>

食肉関連事業の売上高は628億81百万円（前年同四半期比16百万円増）となりました。また、品目別の業績は次のとおりであります。

（食肉）

国産牛肉は、自粛ムードの拡大による外食消費の減少と食中毒事件による焼肉需要の落ち込みにより、和牛肉を中心に販売は苦戦致しました。国産豚肉は集荷頭数の減少と相場高により販売は厳しい状況となりました。国産鶏肉は東北地区での飼料不足により生産量が落ち込んだため、他の地域での供給拡大を図りましたが、取扱量は減少しました。

一方、輸入牛肉と輸入豚肉の取扱量と売上高は前年同四半期並みとなりましたが、輸入鶏肉は国産品の不足を補うために輸入量が増加したことから、取扱量と売上高は前年同四半期を上回りました。

これらの結果、食肉部門の売上高は526億53百万円（前年同四半期比1.2%減）となりました。

（加工食品）

消費面では、震災直後は調理の容易な加工食品の需要増が見られましたが、その後、買い控えや景気の先行不透明感により一層の低価格志向が強まりました。さらに、食中毒事件により一部の焼肉商材の販売が低迷しましたが、ハンバーグを始めとした幅広い品目の販売拡大に努めました。昨年食品加工企業の買収効果もあり、加工食品部門の売上高は69億56百万円（前年同四半期比9.1%増）となりました。

（ハム・ソーセージ）

主力ブランドの「フェストエッセンスシリーズ」や生活応援型商品である「元気な食卓シリーズ」などのコンシューマー製品が順調に推移いたしました。さらに、加工食品と同様に企業買収効果もあって、ハム・ソーセージ部門の売上高は24億36百万円（前年同四半期比9.9%増）となりました。

（その他）

その他につきましては、食品小売部門の事業整理等に伴い売上高は8億35百万円（前年同四半期比15.1%減）となりました。

<その他の事業>

その他の事業は主に外食関連事業及び製麺事業等で、その売上高は5億87百万円（前年同四半期比1.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末と比べて、78百万円増加し、576億68百万円となりました。これは、主として売掛金が減少したものの、前渡金や商品及び製品が増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べて、11億70百万円減少し、366億7百万円となりました。これは、主として当第1四半期連結累計期間より、連結の範囲から除外した会社があった為、建物及び構築物、土地が減少したことによります。

この結果、総資産では、前連結会計年度末に比べて、10億97百万円減少し、943億34百万円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末と比べて、6億54百万円増加し、483億49百万円となりました。これは、主として買掛金が減少したものの、短期借入金および未払金が増加したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べて、14億78百万円減少し、210億58百万円となりました。これは、主として長期借入金が減少したことによります。

この結果、負債合計では、前連結会計年度末に比べて、8億24百万円減少し、694億8百万円となりました。

（純資産）

純資産合計は、前連結会計年度末と比べて2億73百万円減少し、249億26百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模な買付行為等の是非については、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、そのために株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、十分な情報提供と考慮期間を設ける必要があると認識しております。

また、当社は、一概に当社株式に対しての大規模な買付行為等に対して否定的な見解を有するものではありません。しかしながら、近時の大規模な買付行為の中には、

- 1) 当社株式の大量買付の目的が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの
- 2) 買収者が一般株主に対し、不利益な条件で株式売却を事実上強要する恐れがあるもの
- 3) 買収者が、一般株主が適切に判断するために必要な情報の提供や考慮期間を用意していないもの
- 4) 買収者が当社取締役会に対し、買収提案および事業計画等の提示、並びに交渉機会、考慮期間を用意していないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも想定されます。

そのような買付行為を行う者は、当社の会社支配に関する基本方針に照らして適当でないと判断し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保する為に、不適切な者からの大規模な買付行為等を防止するために何らかの対抗処置を講ずる必要があると考えます。

会社支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

経営集団の形成に資する取り組み

平成21年度を初年度とした3ヵ年計画を策定し、分社化後の各社の機能ごとに目標を明確にし、その達成に向けて取り組んでまいりましたが、新たな体制で平成23年度を初年度とする新3ヵ年計画を策定し、当社のコアビジネスである食肉卸売事業を拡充し、食肉製品・食品の生産拡大、新規販売チャネルの開発、新たなビジネスモデルの確立などグループ全体の企業価値拡大のために、以下の課題に取り組んでおります。

- ・ 食肉調達事業・・・食肉の安定供給を第一として国内生産および集荷基盤をより一層拡充する為、国内肥育生産事業を強化し併せて、海外からの供給を安定したものにすべく海外産地開発等集荷基盤の拡充を図っております。

- ・食肉等卸売事業・・・集荷した食肉等を自社の物流機能を通じて日本全国に供給できる体制の構築はもとより、市場シェア拡大のための営業拠点の新設、物流合理化を目的としたシステム化、センター化の推進を図っております。
- ・食品製造事業・・・新商品開発の強化、製造コストの削減、得意先ニーズに合わせた迅速な商品供給を図っております。

また、当社グループの最も重要である社会的責任は、安全、安心な食肉、食品を安定供給することであり、そのためのサプライチェーンを構築することです。特に、取り扱い商品には万全の体制をとるべく、国際認証の品質管理システム『S Q F 2 0 0 0』の導入を推進しており、平成23年6月末には、当業界では最も多い52箇所の事業所、ならびに工場が認定を受けております。さらに外部専門機関の定期検査を受け安全、安心に注力し、これまでの取り組みを通して企業価値の拡大のために事業を通じて、C S R、コンプライアンスの徹底、環境問題を意識した取り組みを行っております。

当社グループは、以上のような取り組みを基本として、企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上を追求し、さらには財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配当政策を実施してまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、平成22年5月10日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成22年6月29日開催の第71回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時の情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、1)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2)必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。ただし、対抗措置の内容について株主意思確認手続きをとった場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重します。

なお、本プランの有効期限は平成25年6月に開催される当社第74回定時株主総会の終結の時までとなっております。ただし当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合にはその時点で廃止されます。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、1)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、3)株主意思を反映するものであること、4)独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、5)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は10百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	87,759,216	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	87,759,216	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		87,759		9,899		5,832

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,106,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,237,000	74,237	
単元未満株式	普通株式 416,216		
発行済株式総数	87,759,216		
総株主の議決権		74,237	

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式838株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) スターゼン株式会社	東京都港区港南一丁目6番 41号	13,106,000		13,106,000	14.93
計		13,106,000		13,106,000	14.93

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,483	11,194
受取手形及び売掛金	29,107	25,291
商品及び製品	10,425	11,866
仕掛品	579	324
原材料及び貯蔵品	1,331	1,235
その他	5,807	7,893
貸倒引当金	146	137
流動資産合計	57,589	57,668
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,052	10,412
土地	10,129	9,527
その他(純額)	5,350	5,330
有形固定資産合計	26,532	25,270
無形固定資産		
のれん	1	1
その他	212	201
無形固定資産合計	214	202
投資その他の資産	11,030	11,135
固定資産合計	37,777	36,607
繰延資産	64	58
資産合計	95,432	94,334

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,581	15,100
短期借入金	18,077	20,405
未払法人税等	615	415
賞与引当金	1,230	664
その他	10,190	11,763
流動負債合計	47,695	48,349
固定負債		
社債	5,100	5,100
長期借入金	12,309	10,925
退職給付引当金	1,766	1,693
その他	3,361	3,339
固定負債合計	22,537	21,058
負債合計	70,232	69,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,899	9,899
資本剰余金	10,620	10,620
利益剰余金	7,422	7,290
自己株式	2,246	2,247
株主資本合計	25,695	25,563
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	76	94
繰延ヘッジ損益	423	545
為替換算調整勘定	213	206
その他の包括利益累計額合計	713	846
少数株主持分	218	208
純資産合計	25,199	24,926
負債純資産合計	95,432	94,334

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	63,462	63,469
売上原価	57,851	57,800
売上総利益	5,610	5,669
販売費及び一般管理費	5,147	5,216
営業利益	463	453
営業外収益		
受取利息	14	14
受取配当金	36	37
不動産賃貸料	170	128
受取保険金及び配当金	180	178
持分法による投資利益	7	24
その他	160	171
営業外収益合計	570	554
営業外費用		
支払利息	147	130
不動産賃貸費用	71	56
その他	60	57
営業外費用合計	279	245
経常利益	754	762
特別利益		
固定資産売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	12	-
特別利益合計	13	-
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	6	7
減損損失	2	-
投資有価証券評価損	1	13
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	344	-
特別損失合計	355	20
税金等調整前四半期純利益	411	742
法人税、住民税及び事業税	403	389
法人税等調整額	429	24
法人税等合計	25	365
少数株主損益調整前四半期純利益	437	376
少数株主損失()	29	14
四半期純利益	466	391

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	437	376
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	74	18
繰延ヘッジ損益	294	121
為替換算調整勘定	4	7
持分法適用会社に対する持分相当額	-	0
その他の包括利益合計	363	132
四半期包括利益	73	244
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	102	258
少数株主に係る四半期包括利益	29	14

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった㈱美保野パークは持分割合が減少したため、連結の範囲から除外しております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった㈱美保野パークは持分割合が減少し、関連会社になったため、持分法の適用範囲に含めております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 570百万円	1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 567百万円
2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。 ㈱阿久根食肉流通センター 1,894百万円 セブンフーズ㈱ 1,831 〃 その他 1,160 〃 計 4,885百万円	2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。 ㈱阿久根食肉流通センター 1,921百万円 セブンフーズ㈱ 1,796 〃 その他 1,675 〃 計 5,393百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
減価償却費 530百万円 のれんの償却額 0 〃	減価償却費 606百万円 のれんの償却額 0 〃

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	522	7.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	522	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社は、生産肥育から食肉の処理加工、製造、販売に至るまでの事業を主に国内で行う「食肉関連事業」を中心に事業活動を展開しており、報告セグメントは「食肉関連事業」のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	6円25銭	5円24銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	466	391
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	466	391
普通株式の期中平均株式数(千株)	74,671	74,651

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 洋史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 剛樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスターゼン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。